

## 審議結果

会議名	盛人大学運営委員会委嘱書交付式及び第1回委員会
開催日時	令和2年11月17日(火) 10時00分から10時50分
開催場所	川口市立かわぐち市民パートナーステーション会議室1・2
出席者	石坂委員長、仲川副委員長 石阪委員、豊田委員、中村委員、廣瀬委員、相京委員、岩澤委員 川野課長、五十川課長補佐、作田主査、本間主事
議題	1 委嘱書交付式 (1) 開会 (2) 委嘱書交付 (3) 閉会 2 第1回委員会 (1) 開会 (2) 自己紹介 (3) 報告事項 ア 正副委員長の指名について イ 盛人大学の運営について (4) 協議事項 ア 令和3年度農業体験コース受講料について (5) その他 (6) 閉会
公開／非公開の別	公開
非公開の理由	—

傍聴人の数	1名
会議資料	資料No.1 盛人大学運営委員会委員名簿 資料No.2 盛人大学運営委員会設置要綱 資料No.3 盛人大学組織図 資料No.4 盛人大学各年度実施コースの推移 資料No.5 令和元年度盛人大学事業結果 資料No.6 令和2年度盛人大学事業の中止について 資料No.7 令和3年度盛人大学事業概要 資料No.8 令和3年度盛人大学農業体験コース受講料の算出について 別添資料1 第5次川口市総合計画概要版（写） 別添資料2 第5次川口市総合計画基本計画VI（抄） 別添資料3 令和2年度盛人大学募集案内 別添資料4 川口市協働推進条例の手引き
審議経過	別紙のとおり
その他	—

## 審 議 経 過

### 1 委嘱書交付式

(1) 開会（10時00分）

(2) 委嘱書交付

- ・石坂市民生活部長から各委員に委嘱書を交付した。

(3) あいさつ

(4) 閉会（10時05分）

### 2 第1回委員会

(1) 開会（10時05分）

- ・事務局から出席委員数が委員定数の過半数に達しているため、盛人大学運営委員会設置要綱第6条第2項の規定により本委員会が成立している旨を報告した。
- ・事務局から本会議の公開と傍聴について説明し、傍聴希望者の入室を許可した。
- ・事務局にて会議録署名人を選任した。
- ・事務局から配布資料について説明した。

(2) 自己紹介

(3) 報告事項

ア 正副委員長の指名について

○事務局

盛人大学運営委員会設置要綱第4条第1項の規定により市長が委員長に石坂委員を、副委員長に仲川委員を指名したことを報告申し上げる。

これ以降の進行については、盛人大学運営委員会設置要綱第6条第1項の規定により石坂委員長に議長をお願いする。

○委員長

規定により議長を務める。委員の慎重かつ積極的な審議とスムーズな議事進行への協力をお願ひする。

イ 盛人大学の運営について

○委員長

(3) 報告事項のイ 盛人大学の運営について事務局の説明を求める。

○事務局

説明に入る前に大変恐縮ではあるが、事前に配布した資料に2点訂正がある。9ページ資料No.5 コースの上から4段目、健康生きがいづくりコースの定員について45名と記載されているが、正しくは40名である。訂正をお願いしたい。2点目については15ページ資料No.8の2、「令和元年度及び令和2年度受講料」の令和元年度の表のうち、コースの2段目、カウンセリング入門と記載されているが心理カウンセリング入門が正しい記載である。

それでは、本日は委嘱後初めての委員会でもあるため、盛人大学及び本委員会の概要についてご説明申し上げる。

本市では、50歳の方を「盛人」と呼んでおり、これは、成熟した盛んなる人を意味している。平成13年当時、全国各地で荒れる成人式が問題視されていた。そこで、親世代が大人のたしなみ、正しい式典への臨み方を示すため、実行委員会形式により全国で初めてとなる盛人式を同年11月10日に開催した経緯がある。

一方、当時の社会背景として、わが国では少子高齢化社会への対応が課題となっていた。ライフスタイルの変化や価値観の多様化などにより、市民の行政に対するニーズは、それまで以上に多様化、複雑化する傾向にあったが、行政は、安定的に公平で均一な行政サービスを提供するという原則や厳しい財政状況などから、それぞれのニーズに応じた個別的で柔軟な対応が難しいという課題があった。そこで、行政のみでは解決が難しいこれらの課題を独

自に、または行政等と協働して解決する公共の担い手が注目されるようになった。

ひとつは、地域コミュニティや地縁コミュニティと呼ばれるもので、委員の皆様もよくご存知の町会・自治会である。かねてより本市では、住みよいまちづくりは、住んでいる人たちみんなで力を合わせてつくるものという考え方の下、町会・自治会では、町会長・自治会長を先頭に、住みよい地域づくりをめざし、生活環境の保全や地域防災力の向上や福祉の向上のために、さまざまな活動に取り組んでいただいている。

そして、もう一方の担い手が、テーマコミュニティと呼ばれるもので、特定の地域の課題やニーズの解決のため、その特定のテーマに関心のある個人や団体が集まり特化した活動をするコミュニティのことであり、かわぐち市民パートナーステーションに登録している社会貢献団体やNPO法人などである。

市では、平成10年度に自治振興課内にボランティア係を設置、さらに平成12年6月には川口総合文化センターに川口ボランティアサポートステーションを開設するなど、社会貢献団体、ボランティアの育成に力を入れていた。

これらの社会状況やこれまでの取り組みを踏まえ、特に盛人世代、50歳以上の方々に、定年退職後、それまで培ってきた知識や経験、技能を地域のまちづくりに自主的に参加し、活かしていただくことが、活力あるまちづくりに重要であるという考えから、盛人世代の交流と地域参加の機会の提供を目的に、平成18年度から実施した事業が盛人大学事業である。では、5ページの資料No.3をご覧いただきたい。

盛人大学事業は、川口市と特定非営利活動法人輝け盛人の協働事業として実施している。学長には奥ノ木市長が、副学長には輝け盛人代表の代表であり、盛人大学運営委員会副委員長としてご活躍いただいている仲川聰氏と本市市民生活部長が就任している。

今年度は新型コロナウィルス感染症の影響から全事業を中止しているが、盛人大学は社会教養コースから農業体験コースまで9コースを実施している。これらのコース運営は、盛人大学実行委員会が担当しており、市は実行委員会に対し補助金を交付している。そして、この盛人大学事業の運営状況や地域活性化への寄与を検証するために設置している組織が、盛

人大学運営委員会である。

次に、7ページ、資料No.4をご覧いただきたい。

これまでの盛人大学実施コースの経緯となっている。盛人大学は、表の下に記載したとおり平成18年度に環境をテーマとした講座を実施したことが始まりである。その後、表になるとおり、順次コースを増設している。コースの実施場所は、平成23年度まではかわぐち市民パートナーステーション、平成24年度以降は、西川口駅東口にあるUR川口並木町2階にある分室であった。しかし建物の除去により令和3年度から、再びかわぐち市民パートナーステーションにて実施予定である。

では、9ページ、資料No.5をご覧いただきたい。

こちらの表は、令和元年度の応募者と卒業者の状況である。定員315名に対し、受講者は定員比11.1%減の280名。平均年齢は65.8歳、最高齢は90歳、最年少については49歳となっている。なお、過去3年間に受講経験のある方の割合は35%となっている。

11ページ、資料No.6をご覧いただきたい。

こちらは、令和2年度の盛人大学事業の中止経緯について記載したものである。全コース募集を行い、開講へ向けて準備をしていた。しかし新型コロナウィルス感染症の拡大に伴い政府から緊急事態宣言が出されるなどしたため、実施の有無について盛人大学実行委員会で諮詢した結果、記載の理由により中止した。

なお、各コースの概要については、お手元の別添資料3、令和2年度募集案内をご覧いただきたい。

13ページ、資料No.7をご覧いただきたい。令和3年度盛人大学事業概要となっている。令和3年度から、盛人大学はかわぐち市民パートナーステーションにて実施予定である。移転に伴い、実行委員会並びに運営委員会で実施曜日について検討してきた結果、1の記載の通りに決定した。これはかわぐち市民パートナーステーションの休館日である月曜日を盛人大学実施日とするものである。2の表についてはキャンパスの移転及び、新型コロナウ

ルス感染症対策として、主な行事の実施方法を実行委員会で検討した現段階での結果である。

以上が、盛人大学及び本委員会の概要である。

最後に、盛人大学事業の本市における位置づけについてご説明申し上げる。

先ほど資料No.4でご説明させていただいたとおり、盛人大学は平成18年より実施しているため、今年度で15年目を迎えており、この間に、盛人大学を取り巻く環境は大きく変化している。

まず、平成21年4月1日には、市の最高規範として自治の基本ルールを定めた川口市自治基本条例を、次いで同条例第5条第3項の規定に基づき、自治の実現のため市民と市が協働するための原則等を定めた川口市協働推進条例を平成24年4月1日に施行している。

別添資料4川口市協働推進条例の手引きの8ページをご覧いただきたい。本条例の施行により、この盛人大学事業は、協働の人づくりについて規定する第7条に基づく事業として実施している。

次に別添資料1をご覧いただきたい。

第5次川口市総合計画について申し上げる。まちづくりの基本的な方向性を示す長期的な計画を総合計画という。これは本市の最高法規である川口市自治基本条例の趣旨を尊重したまちづくりの根幹となる基本理念であり、平成28年度から平成37年度までの10年間の基本構想となっている。

この基本構想を元に前期と後期各5年ずつの総合計画を立て、3年間の実施計画を毎年見直す形で総合計画基本構想の目指す姿を実現するもので、平成28年4月から、第5次川口市総合計画をスタートさせている。

第5次計画は、1ページ下段にあるとおり「市民とつくるまちづくり」、「多様な主体の共生共栄」、「多様な市民ニーズに的確に対応する市民福祉の充実」の3点を基本理念とし、2・3ページのとおり、「人としごとが輝くしなやかでたくましい都市川口」を将来都市像とし、6つのめざす姿を定めている。このめざす姿の一つが、7ページにある「めざす姿VI 市民・行政が協働する自立的で推進力のあるまち」であり、さらに別添資料2、第5

次川口市総合計画基本計画VI、84・85ページをご覧いただきたい。施策1「市民が元気に活動するための環境づくり」の②「市民活動の支援」の3点目のとおり、盛人大学の取り組みを引き続き実施していくと盛人大学事業について位置付けがなされている。

委員の皆様におかれでは、今後も継続的に盛人大学事業を展開していくために、盛人大学をとりまく実情や事業の目的を鑑みながら、この運営委員会において、貴重なご意見をいただきたい。

説明は以上である。

○委員長

今の説明に対して、質問や意見はあるか。

○委員

7ページ資料No.4について平成18年度と20年度は行政が関わらず、市民の手のみで盛人大学事業を実施したということでしょうか。

○事務局

その通りである。

○委員

行政が関わり始めたのは平成22年度からということか。

○事務局

そのような認識で間違はない。

○委員長

他の委員の方々はどうか。

○委員

盛人大学は別添資料1の川口市総合計画に基づき今後も運営されるのか。

○事務局

川口市の総合計画の中に盛人大学は組み込まれているので、今後も継続して実施予定である。

○委員

全体像として民間に委託しているのではなく、行政として事業を行っているのかという点とカリキュラムの内容や講師を決める際は行政と輝け盛人でどのように行っているのかについて伺いたい。

○事務局

運営についてはNPO 法人輝け盛人と川口市が協働して運営している。カリキュラムの内容や講師についてはコースごとに前年度の受講者が主体の盛人大学実行委員会にて決定している。

○委員

補足をすると、カリキュラムの内容や進捗状況については盛人大学実行委員会にて各コースの実行委員が出席し、報告をしてもらいながら進めている。実行委員には各コースを卒業した方が就任している。講師の決定についても各コースの委員が折衝しており、市は直接関わっていない。

○委員

各コースの実行委員なおおよそ何名ほどか。

○事務局

実行委員は各コース 1～2名ほどであるが、実行委員を手伝うスタッフは概ね各コース 10名程である。

○委員長

1点確認したい。資料No.4 の卒業実績についてボランティア入門と社会起業・ビジネスの卒業率が低く、郷土川口再発見の卒業率が高い要因がわかれれば教えてほしい。

○事務局

その年によって卒業率にばらつきがあり原因については分析をしていない。社会起業・ビジネスコースは定員も少なく、1人卒業しないと卒業率に多く影響する。また年齢構成上若い人も多く、仕事に支障が出た場合出席ができず卒業できない可能性がある。

○委員長

大学ということなので、卒業が難しいコースということではないのか。

○事務局

卒業要件が難しいコースということではない。

○委員長

なるべく多くの受講生に卒業してもらえるよう講義に工夫をしていただきたい。

○事務局

事務局としても受講生全員の卒業が理想である。実行委員会でも受講生の出席率について報告をしてもらい、途中で受講をやめてしまう受講生がでないようにしていきたい。

○委員長

その他に質問や意見はあるか。特にないようであれば、報告事項を終了する。

○委員

よい。

#### (4) 協議事項

ア 令和3年度農業体験コース受講料について

○委員長

協議事項のア令和3年度農業体験コース受講料について事務局の説明を求める。

○事務局

15ページの資料No.8をご覧いただきたい。

盛人大学各コース受講料については、平成27年9月30日に開催した盛人大学運営委員会でご審議いただき、設定に関して基本的な考え方を決定していただいている。

その決定内容では、1「基本的な考え方」(1)の通り、各コースの講師料は、農業コースは40万円、他の8コースは20万円を上限としている。なお、講師料は1単位1時間につき1万円を上限としている。また、(2)と(3)にあるように、受講料の設定は3段階、下限は4,500円とすることとしている。

また（4）のとおり、全コース講師料合算額の8割程度を受講料収入で賄うように設定している。

ただし、（5）のとおり大幅な値上げにならないよう配慮すること、以上の5項目を基準としている。

次に2の表であるが、こちらは令和元年度、令和2年度の各コース受講料となっている。

次に、3の表をご覧いただきたい。令和3年度については、新型コロナウイルス対策として、各コースの定員上限を開講する部屋の定員50%で設定しているため、受講料収入が講師料の80%程度となるようになると、受講料が大幅に高くなる。そこで、令和3年度の受講料については、特例の措置として、令和2年度と同額で提案させていただく。案では昨年度と同じく農業体験コースの受講料は8,000円に設定している。

農業体験コース以外の受講料については、講師謝礼や定員が明らかになるのが、1月末であるため、次回の運営委員会の議題とし、今回は農業体験コースの受講料についてのみご審議いただきたい。農業体験コースのみ受講料決定が早い理由は、農作物の作付けの関係上他のコースより早く実施されるためである。先に農業体験コースの受講料についてこの場でご協議いただきたい。

○委員長

今の説明について、ご意見・質問はあるか。

○委員

なぜ農業体験コースのみ講師料が2倍となっているのか。

○事務局

農業体験コースは日程が他のコースの約2倍であるため、自ずと年間の講師料も2倍となっている。

○委員長

他に意見や質問はあるか。なければこちらから1点質問したい。農業体験コースは農地で実習が主だということだが、その場合の定員数やコロナウイルス対策などあれば伺いた

い。

○事務局

農業体験コースは農地で行い、会場等の制約がないため従来と定員が変わらない。

○委員長

農業体験コースの定員が35名というのは適正な人数か。

○事務局

年によりばらつきがあるが、定員が埋まり抽選ということもある。実習地の広さを鑑み、35名が限度である。

○委員

農地はどのあたりにあるのか。

○事務局

川口市の西立野にて農地を無償提供してくださる方がおり、そちらを借りて実施している。

○委員長

その他に質問や意見はあるか。特にないようであれば、協議事項を終了する。

(5) その他

○委員長

事務局から何かあるか。

○事務局

次回の運営委員会は来年の2月上旬を予定している。詳しい日程については後日連絡する。その際に農業体験コース以外の8コースについて受講料をご検討いただきたい。

○委員長

その他に質問や意見はあるか。

○委員

令和3年度はすべて対面式で講義を行うのか。リモートなどは検討しているのか。

○事務局

リモートについては検討していない。こちらの会場で行う予定である。

○委員長

その他に質問や意見はあるか。ない場合は、これで議長の任を降り、進行を事務局に戻す。

4 閉会（10時50分）

○事務局

これをもって、第1回盛人大学運営委員会を終了する。

会議の内容については、以上のとおりです。

令和　　年　月　　日

盛人大学運営委員会委員長

(石坂委員署名)

---

盛人大学運営委員会委員

(石阪委員署名)

---